

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
連結申告用

別表
十四の二

令三・四・一以後終了連結事業年度分

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	.	.	法人名	
支 出	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25)の計)	1	円	特 对 金 定 す 算 公 入	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 $(8) \times \frac{6.25}{100}$	14
し た	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 等 (26)の計)	2		益 限 增 附 度 進 附 金 额 法 的 人 特 别 計 に 捐 費	連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 $(11) \times \frac{3.75}{1,000}$	15
寄 附	そ の 他 の 寄 附 金 等 計 (1)+(2)+(3)	3				
の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 等 計 (4)+(5)	5		特 定 公 益 增 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額	16	
連 結 所 得 金 等 の 仮 計 算	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」+「34の①」)	7		指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18	
寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	19	
同 上 の $\frac{2.5}{100}$ 相 当 額	同 上 の $\frac{2.5}{100}$ 相 当 額 $(6)+(7) \times \frac{2.5}{100}$	9		(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 $(4)-(19)$	20	
連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 (別表五の二(一)付表一「30の④」) (マイナスの場合は0)	10			損 金 不 算 入 額 同上のうち損金の額に算入されない金額 $(20)-(9)$ 又は $(13)-(17)-(18)$	21	
同 上 の 月 数 換 算 額	同 上 の 月 数 換 算 額 $(10) \times \frac{12}{12}$	11		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 (19)	22	
同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額 (12)	12		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23	
一般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額	一般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 $((9)+(12)) \times \frac{1}{4}$	13		計 (21)+(22)+(23)	24	

指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額
				円

【No.42】10欄の金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の30④欄の金額(マイナスの場合は0)を記載していますか。

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所 在 地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
				26
				円
		計		

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円

個 别 帰 属 額 の 計 算

連 結 法 人 名				
当該連結法人が支出した寄附金額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (27)	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額 $(17) \times \frac{(28)}{(2)}$	34
国外関連者に対する寄附金額	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 等 (28)			
その他 寄附金額	そ の 他 の 寄 附 金 等 (29)		損 金 不 算 入 額 (21)のうち当該連結法人に帰せられる金額 $(21) \times \frac{(32)-(27)-(34)}{(20)-(17)-(18)}$	35
計	(27)+(28)+(29)	30		
国外関連者に対する寄附金額	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 等 (31)		個 别 帰 属 額 (31)+(33)+(35)	36
(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30)-(31)	32			
完全支配関係がある法人に対する寄附金額	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 等 (33)			